



本年4月に始まります！

# 後期高齢者医療制度

先月号では、後期高齢者医療制度における保険料率についてお知らせしました。今月号では、保険料の納入方法などについてお知らせします。

## ■保険料の納め方は？

保険料は、65歳以上の介護保険料の納め方と同様に、原則として年金から天引き(特別徴収)されます。ただし、次の項目に当てはまる方は、年金から天引きされることなく、納入通知書(納付書)や口座振替などで納めること(普通徴収)になります。保険料の限度額は50万円です。

### 【普通徴収となる場合】

- ①年金額が年額18万円未満の方
- ②介護保険料と後期高齢者医療の保険料を合わせた額が、年金額の半分以上を超える方
- ③平成20年4月2日以降に75歳になった方および他の市区町村から転入した方

## ■保険料納付の開始時期は？

- 特別徴収の方＝平成20年4月1日現在で75歳以上の方であって、年金からの徴収の対象となる方については、平成20年4月支給分の年金から徴収が開始されます。
- 普通徴収の方＝養父市議会(3月)で審議いただいたうえで決定します。

## ■保険料額の決定通知は7月にお届けします

保険料額の決定通知書は平成20年7月にお届けする予定です。  
※特別徴収の方については、仮徴収額の決定通知書を平成20年4月以降にお送りする予定です。

## ■お医者さんにかかるときは！

4月1日以降は、3月下旬に送付される後期高齢者医療の被保険者証で医療を受けてください。今までの老人保健法医療受給者証や医療保険の被保険者証は使えません。医療機関などの窓口では、後期高齢者医療の被保険者証を必ず提示してください。

## ■お医者さんでの窓口負担は？

一般の方	1割負担
現役並みの所得がある方	3割負担

### 【現役並みの所得者とは】

課税所得145万円以上の方で…

- ①単身世帯は年収383万円以上の方
- ②2人世帯は年収の合計が520万円以上の方

これまでの老人保健制度と同じように、かかった医療費の一部を負担します。

※高額医療費の自己負担限度額は、現行の老人保健制度と同額となります。なお、低所得の方が、低所得区分の限度額の適用および入院時の食事負担額の減額を受けるには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受ける必要があります。

## お問い合わせ

- 養父市健康課国保医療係 (☎ 662 - 3165)
- 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 (☎ 078 - 326 - 2612)